

「小規模企業共済制度・中小企業倒産防止共済制度のシステム再構築に係るインターネット口座振替受付サービスの導入・保守業務」に係る実施要領

令和7年2月14日
独立行政法人中小企業基盤整備機構
共済事業推進部長 飯田 毅史

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の目的

独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下、「中小機構」という。）は、小規模企業共済法及び中小企業倒産防止共済法に基づいた小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度（以下、「両共済制度」という。）を約50年に渡り運営している。

両共済制度システムでは、共済契約者情報の管理、掛金の収納業務、貸付金や共済金等の支払業務、並びにそれらの業務に付随して、共済契約者からの照会に対する情報提供や各種申請・届出等の業務処理を行っている。

これまで法改正等に伴う業務見直し・システム改修等は行ってきたが、類似制度を運営する他機関との比較・分析や、IT環境の変化等を考慮した、業務及びシステムの抜本的な変更は十分ではない。一方、度重なる改修によって、システムは肥大化・複雑化し、多様化するお客様ニーズやサービスの柔軟性・高度化等に迅速に対応することが困難な状況となっている。

これらの課題を解決するため、「事務品質の向上と顧客の利便性向上」、「業務効率化・合理化」、「肥大化・複雑化した基幹システムのスリム化」といった観点から、令和4年4月から令和8年9月にシステム再構築を行うため、アプリケーション設計及びインフラ設計に着手している。

当該招請は、インターネット口座振替受付ポータル及びゲートウェイサービス(以下、「インターネット口座振替受付サービス」という。)の導入により、小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度における掛金引落口座、中小企業倒産防止共済制度の共済金貸付に係る償還金口座、等の登録受付をオンラインで実施できるようにすることを目的とする。

以下のとおり事前確認公募により調達するものとし、確認の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合には、「インターネット口座振替受付サービス」業務を実施している現行請負先(ヤマトシステム開発株式会社)との契約手続きに移行することとする。

「参加意思確認書」の提出により応募要件を満たすと認められる者がいる場合においては、一般競争入札(最低価格方式)により請負先の選定を実施することとする。

2. 調達概要

(1) 業務名

「小規模企業共済制度・中小企業倒産防止共済制度のシステム再構築に係るインターネット口座振替受付サービスの導入・保守業務」

(2) 業務内容

小規模企業共済制度・中小企業倒産防止共済制度のシステム再構築に係るインターネット口座振替受付サービスの導入・保守業務

(3) 契約期間

令和7年6月1日～令和12年9月30日

(4) 履行場所

本業務の作業場所は、請負者が選定し、中小機構が承認した作業場所とし、請負者の責任において用意すること。また、必要に応じて中小機構職員が現地確認を実施することができるものとする。その際に、中小機構が指名する者が同行することがある。

なお、作業場所は、事前に中小機構の承認を得ると同時に、後述の「機密保持」、及び「情報セキュリティに関する請負者の責任」に従うこと。

開発の主体となる作業場所はセキュリティの観点から国内とすること。なお、開発の一部を海外で実施する場合は、様々なカントリーリスクに対し具体的な対応策を事前に説明し、中小機構の了承を得ること。

【応募要件】

- (1) 独立行政法人中小企業基盤整備機構契約事務取扱要領（要領25第3号）第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。
※要領については下記中小企業基盤整備機構ホームページを参照
<https://www.smrj.go.jp/procurement/bid/contract/>
- (2) 独立行政法人中小企業基盤整備機構反社会的勢力対応規程（規程22第37号）第2条に規定する反社会的勢力に該当する者でないこと。
- (3) 令和04・05・06年度全省庁統一資格において「役務の提供等：情報処理」、「役務の提供等：ソフトウェア開発」、「役務の提供等：賃貸借」の区分のいずれかに登録された者でランク「A」又は「B」の等級に格付けされている者であること。
- (4) 当該業務に必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (5) 現在、中小機構の専門家として業務委託契約を締結している者または専門家が役員等に所属する法人に該当する者ではないこと。
- (6) 過去3年以内に情報管理の不備を理由に中小機構との契約を解除されている者ではないこと。

- (7) 品質管理体制について、ISO9001 基準、もしくは CMMI レベル 3 以上、又はそれに類する同水準の認証を取得していること。
- (8) ISMS 認証、ISO/IEC27001 認証、JISQ27001 認証又はそれに類する同水準の認証を取得していること。
- (9) 国内法人のシステムにおいて、以下の条件を満たすインターネット口座振替受付サービスの導入・保守業務の調達を元請として実施した実績を有し、その実績情報を提出できること。
 - ・本業務と同等規模以上の業務

【手続き等】

- (1) 応募及び業務概要に関する問合せ先
独立行政法人中小企業基盤整備機構 共済制度改革推進室 中込
〒105-8453 東京都港区虎ノ門 3-5-1 虎ノ門 37 森ビル 8F
TEL : 03-5470-1540 E メール : kyousai-choutatsu@smrj.go.jp
- (2) 「参加意思確認書」の提出期限、場所、方法及び提出物
提出期限：令和 7 年 3 月 6 日（木）17 時（郵送の場合は、当日必着）
提出場所：〒105-8453 東京都港区虎ノ門 3-5-1 虎ノ門 37 森ビル 8F
共済制度改革推進室 中込
提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る。）
提出物 ①参加意思確認書（様式 1）
②提出者（企業・団体）に関する概要表（様式 2）
③資格要件一覧表（様式 3）
④資格決定通知書写し

3. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限ります。
- (2) 提出書類を審査の上、一般競争入札方式（最低価格方式）による公告を行うこととなった場合は、その旨について後日通知します。
- (3) 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。
- (4) 独立行政法人中小企業基盤整備機構セキュリティ管理規程（規程令 1 第 58 号）を遵守してください。
(<https://www.smrj.go.jp/org/disclosure/public/12.html>)

以上